

2020 年度 新千里東町地域自治協議会総会 質問及び回答

①条文中は「別表」としか記載が無いですが、総会資料では「別表1」と「別表2」が添付してございます。「別表1」と「別表2」と区分されている理由についてご教示いただけませんか。

(武藤様宛のご回答にも記載があるように感じております)

回答：ご指摘ありがとうございます。協議会発足時から「別表1」と「別表2」となっており、なんの疑いもなく今日に至りました。ご指摘頂いた通り、規約に従い「別表」で統一する方向で進めさせていただきます。

②理事の任期はいつからいつまででしょうか。

回答：協議会規約第26条第1項によれば、理事の任期は1年であり、再任を妨げない旨は規定されていますが、任期の始期と終期に関する明確な定めはございません。しかしながら、役員を選任が総会の承認事項となっていることを踏まえると、定期総会から定期総会までと考えるのが適切であると現役員では考えております。

しかしながら、各団体における役員を選任時期や就任時期がまちまちであることから、きちんと新理事の方への引継ぎを行って頂く事を前提として、各団体（個人）の事情も考慮しつつ、年度途中での交代も認めているところです。

(役員の変更時期は、早い団体で2月、遅い団体では7月とバラつきがあります。また、過去に於いて2月で役員が交代し、3月より新理事が来られた事もございました。)

③新千里東町地域自治協議会規約運用内規にて、4と5で公募代議員と公募理事の承認機関が異なっているようです。

どちらが正しいのでしょうか。

4・・・定例総会で改選（再任・新任・退任）

5・・・理事会で承認

回答：公募代議員と公募理事の承認機関は5です。

4は公募理事から選出の役員改選を意図しておりました。(再任の場合は、その都度公募代議員～公募理事のプロセスを経なくてもよいという主旨を意図しておりました。)

きちんと内容整理し、運用内規4の修正をさせていただきますと存じます。

④4月18日開催予定の「新旧顔合わせ会（2020年度は新理事顔合わせ会）」は不開催だったものの、

「この時点での2021年度理事選任届出が約半数であった事から、提示案とさせていただきます、全理事が出揃った時点で必要に際して補選を行う事で理事会承認を得ました」とございますが、

補選はいつ行われたのでしょうか。また、行われなかった場合、その理由をご教示ください。

回答：5月16日に予定されていた総会以降、理事会での補選となります。(規約により、欠員が生じた場合のみ)

⑤代議員対象団体と理事会理事対象団体が別表にて規定されておりますが、実態の代議員数と理事数に乖離がある理由についてご教示いただけませんか。

また、未選任団体を対象団体から外さない理由も合わせてご教示いただけますと幸いです。

回答：解散など、実体のなくなった団体については、その都度総会での承認を得て削除させて頂いておりますが、単純に未選任の団体に関しては、選任できるメンバーがないなど、その都度、年度によっては事情も違うため常に門戸は開くスタンスとさせて頂いておりますので、現在のところ対象団体から外すという事はしておりません。

⑥役員候補が公募理事から連続して選出されている実態があると推察しておりますが、例年、団体選出理事からの立候補が無いと理解してよろしいでしょうか。

回答：例年、4月理事会に引き続き新旧顔合わせ会を開催し、再任、公募理事、各団体選出の理事から、新役員を互選で選出していました。しかしながら、昨年4月に開催予定であった新旧顔合わせ会は、コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発出の影響で東町会館が使用できなかったため、中止になりました。このため、新任で全く顔を合わせたことのない各団体選出の理事を役員に指名することができなかったため、止むを得ず、再任、公募理事及び各団体選出の理事のうち再任の方から役員を選任したところです。

なお、2019年度以前においても、再任、公募理事、各団体選出の理事から選任としておりましたが、特に新任の各団体選出の理事に役員に就任していただくことを了解してもらうのは難しい状況にありました。

このコロナ禍の中、今後、いかにして新旧理事の顔合わせ会を開催し、新理事の互選を行うか、新任の理事であっても就任しやすい組織運営にできるかが、役員選出における課題だと認識しております。

⑦第2号議案 協議会規約改正案に関して、新型コロナウイルス対応で総会が開催できない場合に限定すべきである。この2号案では、毎年の総会に委任状を出さず、書面で表決することが可能になる。総会出席が原則で、出席できなければ委任状、特別な時(総会開催できない時)は書面表決することができるようにするべきである。

回答：昨年の定期総会に関しては、緊急事態宣言が発出され、東町会館の会議室が使用できない状況下であったため、当協議会を監督する豊中市コミュニティー政策課の指導により、急遽、書面開催により議決していただきました。

豊中市コミュニティー政策課から、今後も会場での開催ができない事態の発生が想定されることから、書面開催による議決ができるよう規約を改正することが必要であるとのご意見をいただき、今回、規約の改正を提案したものです。なお、類似の規定を定めている例として、分譲マンションの管理組合が制定する管理規約のひな型である国土交通省が制定している「マンション標準管理規約」があります。

これによりますと、第50条には、次のとおり記載されています。

(書面又は電磁的方法による決議)

第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。』 <https://www.mlit.go.jp/common/001202416.pdf> の p19

ここに記載されているとおり、書面又は電磁的方法によらなければならない事態を限定しているものではなく、書面又は電磁的方法による決議ができるのは組合員の全員の承諾があるときとしています。

その趣旨は、会議に出席して、疑問を正し、お互いに意見を開陳することが必要であるとの認識に立っているからです。

規約第 23 条の改正に関しても、上記の認識は変わらず、あくまでも何らかの理由により東町会館又はその他の会場を確保して総会を開催できない事情がある場合には書面による表決をできる旨を規定するものですので、ご了解ください。